明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令（総務一〇五）　一
〔規則〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委一三）　二
〔告示〕
○地震動警報情報の構成を定める件（総務五〇六）　五
○デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める件の一部を改正する件（同五〇七）　六
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十一年度放射線取扱主任者試験合格者（文部科学省）　六一

省令

○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

総務大臣　原口　一博

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「変調波の伝送制御」を「放送」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（ＡＣ信号）

第十五条の二　変調波の伝送制御に関する付加情報以外の情報は、ＡＣ信号により伝送してはならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

（ＡＣ信号）

第二十条の二　放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、ＡＣ信号により伝送してはならない。

一　変調波の伝送制御に関する付加情報

二　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）

2　セグメント番号０に配置されるＡＣ信号の構成は、別表第十七号の二に示すとおりとする。

3　セグメント番号０以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号から生成されるＡＣシンボルは配置してはならない。

第二十二条中「並びに」を「、」に、「第十六条まで」を「第十五条まで並びに第十六条」に改める。

別表第十七号の次に次の一表を加える。

別表第十七号の二　セグメント番号０に配置されるＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の構成（第20条の２第２項関係）

セグメント番号０に配置されるＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の204ビットの符号割当ては、以下のとおりとする。

B_0	ＡＣシンボルのための復調基準信号
B_1～B_3	構成識別
B_4～B_{203}	変調波の伝送制御に関する付加情報又は地震動警報情報

注１　ＡＣシンボルのための復調基準信号は、別表第十四号に示すWiと同一の値をとるものとする。

２　構成識別は、変調波の伝送制御に関する付加情報を伝送する場合は000、010、011、100、101又は111とし、地震動警報情報を伝送する場合は001又は110とする。

３　地震動警報情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。